

令和3年度（仮称）みえ得トラベルクーポン発行業務仕様書

1 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することにより、県内の観光地が直面している苦しい状況を踏まえ、必死に頑張っている観光地の事業者の回復を支援するため、観光地の中核を担う宿泊施設の利用を促進する宿泊割引クーポンの発行を中心に県内観光産業の支援を行います。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

令和3年度（仮称）みえ得トラベルクーポン発行業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和4年3月25日（金）まで

(3) 委託業務の内容

宿泊割引クーポンの発行、精算等に関するすべての業務を実施すること。

(4) 提案にあたっての留意事項

以下の点に留意してください。

ア クーポンの発行

- ・ クーポンの利用可能施設は、旅館業法第3条第1項の営業許可など、当該施設を運営する上で必要な許可を得ている三重県内の宿泊施設であり、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に規定される施設でないこと。
- ・ クーポンの形式は、紙媒体であるか、電子媒体であるかを問わないが、必ず偽造防止及び不正取引防止のための策を講じること。
- ・ クーポンの助成率は、最大で宿泊代金の3割相当とすること。
- ・ 委託金のうち金320,000千円程度をクーポンの原資に充当すること。また、クーポンの金額、発行券種、発行枚数、一人当たりの購入限度枚数及び利用制限について、旅行者の利便性を十分考慮したうえで設定すること。
- ・ クーポンの発行方法は、インターネットサイトによる先着順での受付を基本とすること。
- ・ 宿泊事業者が早期の収入を確保できるよう、決済については、希望する事業者に対し旅行者からの当日現金払いが受付可能となる措置を取ること。また、旅行者に対しその旨を十分に周知すること。
- ・ クーポンの利用開始時期は、GW開始前の令和3年4月23日より前の日程で設定すること。なお、利用可能期限は令和4年2月27日までの宿泊とすること。
- ・ インターネットサイトでの発行は複数回実施すること。また、対象範囲については、発行回ごとに委託者が指定する都道府県民を対象とすることが可能で

あること。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響による、クーポンの急な発行停止や発行条件の変更に柔軟に対応できること。
- ・ 民宿等の小規模事業者支援を提案に含めること。
- ・ 平日の宿泊促進及び連泊促進につながる形でのクーポン発行が可能であること。
- ・ クーポン発行と組み合わせることで観光地の消費額の増加につながる提案を行うこと。なお委託金のうち 100,000 千円程度を同提案の費用とすること。
- ・ 事務局（コールセンター）を設置し、クーポンの発行等に関する関係者及び一般の方からの問い合わせ等に一元的に対応すること。

イ 感染症防止対策

- ・ 参加事業者が感染症防止対策を徹底するよう必要な指導等を行うこと。
- ・ クーポン利用者が、感染症防止対策を徹底したうえで旅行するよう周知等を行うこと。

ウ クーポンの精算、利用管理

- ・ 旅行者がクーポンを利用して精算できるよう事業者との調整を行うこと。なお、参加事業者については、令和 2 年度実施の「みえ得トラベルクーポン」参加事業者約 600 施設をベースに調整を行うこと。
- ・ 宿泊施設からのクーポンの換金請求に対し、できるだけ速やかに精算を行うこと。
- ・ クーポンの発行及び利用状況について、委託者に対し毎月 1 回以上報告すること。

エ 事業効果を高めるための方策

- ・ 県外を対象に発行する際、クーポンの販売促進にかかる周知、PR のための措置を講じること。
- ・ クーポンが利用できる宿泊プランを宿泊施設が設定する場合のサポートを行うこと。
- ・ クーポンが利用できる宿泊施設を増やすための取組や、当事業への登録を希望する宿泊施設へのサポートを実施すること。
- ・ クーポン発行の機会等をとらえ「答えてラッキー！スマホでみえ得キャンペーン」の参加者増に向けた周知等を行うこと。また、同キャンペーン等のデータを活用し、事業効果をさらに拡大させるための周知等を行うこと。

オ 消費喚起効果等の報告

- ・ クーポンの利用者アンケート等により、消費喚起効果等の調査・分析を行い、事業実施効果を推計し、委託者の指定する形で集計及び報告を行うこと。

カ その他

- ・ 事業の設計にあたっては、事業効果を検証できるよう P D C A サイクルを取り入れた仕組みとすること。

- ・ 事業の実施に際し、実施主体であるみえ観光の産業化推進委員会（以下、当委員会とします。）と十分な協議を行うこと。
- ・ 実現可能な提案とすること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の状況などを踏まえた提案とすること。

(5) 納品物

ア 委託業務の実施結果を記載した「委託業務実績報告書」（原則としてA4版・両面印刷） 1部（提出時期：委託業務完了時）

なお、事業実績報告書には以下の内容を含むこと

- イ 委託業務の実施内容及び成果
- ウ クーポン利用者アンケートの分析結果
- エ 委託業務収支決算（計算）書
- オ 委託業務にかかる支出の費目別内訳
- カ その他実施内容の説明に必要と思われる資料

(6) 納入場所

みえ観光の産業化推進委員会事務局
（三重県雇用経済部観光局観光魅力創造課内）

(7) 納入期限

令和4年3月25日（金）または委託業務完了の日から起算して10日を経過した日のいずれか早い日

3 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

4 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

- ア 断固として不当介入を拒否すること。
- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ウ 当委員会に報告すること。
- エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、当委員会と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

5 その他

- ・この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。
- ・契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、当委員会の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- ・成果物の著作権は当委員会に帰属するものとします。
- ・委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、当委員会の検査後に支払うものとします。なお、本業務を実施するにあたり、必要がある場合は、概算払いをすることができるものとします。
- ・受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに当委員会に報告し、当委員会の指示に従ってください。
- ・委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条に罰則があるので留意してください。
- ・当委員会は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとします。
- ・受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応してください。
- ・業務の遂行において疑義が生じた場合は、当委員会と協議し、その指示に従ってください。
- ・事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、当委員会と協議して実施するものとします。